

九条の樹 51

2014年8月



東久留米「九条の会」ニュース

発行：東久留米「九条の会」
代表者 古田足日・連絡先 鈴木 042-473-9489
http://members3.jcom.home.ne.jp/higashikurume9/
メール：higashikurume9@jcom.home.ne.jp

日本国憲法 第9条
日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

許されぬ安倍閣議決定

去る六月八日、東久留米九条の会代表の古田足日さんが逝去されました。副代表の佐野正利さんの逝去に続く訃報でした。あらためてお二人のご冥福をお祈りいたします。

憲法をこわす安倍内閣

七月一日、安倍内閣は集団的自衛権を容認する閣議決定を行いました。マスコミも「戦後防衛政策の転換」と報じ、重大な国の方向転換という見かたをしています。

多くの人が批判の声をあげたり、不安を表しています。九条の会もアピールを出し、「憲法九条を破壊するもの」「戦争する国づくりを許さない行動を」と呼びかけています。多くの世論調査もこの閣議決定に反対の世論が広がっています。

やり方がおかしい

一番批判が大きいのは、憲法九条のような日本の憲法の中心点を憲法改正という手続きをせず、一内閣の決定で解釈変更するという乱暴さや姑息さに対してです。これは政府を縛るという憲法の目的、主旨を自ら破壊することだからです。専制独裁者が「憲法停止」を宣言するのと同じです。現代社会では到底許されません。

理屈は戦前と同じ

閣議決定では、集団的自衛権行使は、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から脅かされる明白な危険がある場合」最小限度の実力行使は、許容される、としています。つまりそういう場合は日本が攻められていなくとも、外国の軍などと戦争することができ、としているのです。国会審

議で、安倍首相は「ホルムズ海峡を機雷で封鎖されると、石油が入らなくなるから、国民生活に死活的な影響が出るので、機雷を除去することも想定される」旨の発言をしています。

外国での色々な他国の行動が、国民生活に死活的影響を与えると勝手に判断され得るということですから。これは戦前「満蒙は日本の生命線」と言つて、軍事行動拡大を合理化したのと同じ論理で、とても許されるものではありません。

(東久留米九条の会事務局)

鈴木信太郎



東久留米「九条の会」では、九条の会の請願署名「集団的自衛権行使は海外で戦争をすることであり、平和憲法の破壊です。憲法九条を守り、生かしてください」に取り組みます。署名用紙は、九条の会世話人までお持ちいただくか、9月6日の『9周年のついで』の会場で、回収、集約します。

障害者権利条約と日本国憲法

前沢・南町9条の会 矢澤健司



利条約に合わない一般法は改正しなければなりません。このため、日本政府と障害者団体は7年間かけて障害者虐待防止法、障害者基本法改正、障害者雇用促進法及び障害者差別解消法を整備して、2013年12月に国会で可決し2014年1月19日に批准をしました。

障害者権利条約（以下、権利条約）が2006年12月に国連総会で採択されました。そして、2008年5月に20か国の批准により発効となりました。この時点で日本は署名をしたものの批准はしておりませんでした。憲法28条2項では「日本政府が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」、これは権利条約が「憲法の下、一般法の上」となります。すなわち権

利条約は、障害のある人の特別の権利を謳っているわけではありません。障害を有しない他の市民と同等の権利が持てるようにすることを強調しているのであって、条約文には「他の者との平等」について、35カ所でそのことが記されています。憲法は、国の権力が暴走して国民の権利を侵さないように権力者を縛るための法律で、立憲主義と呼ばれています。この理念の下に基本的人権、恒久平和

が憲法の中で規定されています。権利条約も多くの条項が憲法の中で示されており、60年前に作られた憲法は現在の課題を示唆している素晴らしいものだと思います。（教育・憲法26条、権利条約24条、労働・憲法27条、権利条約27条、健康で文化的な生活：憲法25条、権利条約25条、26条、30条、政治：憲法15条、権利条約29条）

この条約では、障害のある人は社会の一員としてすべての基本的人権を完全かつ平等に享受し、固有の尊厳を有する権利の主体であることを国際的に確認しています。

権利条約の批准が成った今、これから私たちは何が求められているのでしょうか。きょうされんの多田事務局長は次のように言っております。

「消費税の増税や、日本の社会保障が自己責任を強調して次々と切り崩しがはかれようとしています。とくに制度の遅れが

先進諸国間においても他の社会保障分野の階層と比べてもいじらしい。障害分野においては、権利条約をもとに、わが国の障害関連法律の見直しをはかり、条約の水準への引き上げを求めていく運動が大切です。批准したからといって制度が自然に良くなることはありません。それは、他の分野での条約批准後の状況をみても明らかです。障害関係者はもちろんですが、広範な市民の皆さんにも権利条約の理解・共感してもらい、応援の輪をさらに広げていくことが大切です。

あたりまえに学び、働き、自ら選べるくらしの実現は、障害の有無に関わらずすべての人の当然の権利です。障害のあるすべての人びとが、他の市民と同じように当然の権利を成し得ていけるような社会や地域をつくっていくために、多くの人たちと手をつないでともに運動を進めていきましょう。」

改憲と連動した安倍教育政策

矢倉久泰（滝山）

安倍政権は矢継ぎ早に教育

「改革」策を打ち出していきま
す。いずれも彼が第一次政権
のときに改定した教育基本法
（二〇〇六年）をもとにしたも
のであり、自民党がめざす改憲
の先取りの内容になっていま
す。改定基本法は「徳目」を
二十も盛り込み、国が教育に責
任を持つて行うことを規定して
おり、時の政権が思うがままの
教育をしやすくなります。

安倍首相が第二次政権の座に
ついて、まず取り組んだのが道
徳教育の強化です。道徳を教科
に「格上げ」し、教科書をつく
り、子どもの道徳力をなんと評
価することになっています。

道徳の教科書ができるまで、
「心のノート」をやめて、文科
省が編集した『私たちの道徳』
という準教科書を今年から小中
学生に配りました。これには

「国を愛する心」「節度節制」「社
会秩序と規律」などが盛りれて
います。改定基本法にある「国
を愛する心」や「公共の精神」、
自民党の改憲草案にうたわれて
いる「公益及び公の秩序」など
が先取りされています。

教科書も国家統制が強まりそ
うです。近現代史で通説がない
事項はそれを明示する、政府見
解や最高裁判例に基づく記述に
するなどと定めました。そして
教育基本法に従わない教科書は
不合格とするというものです。

すでに、尖閣諸島や竹島につ
いては、政府見解に従い「日本
固有の領土」と明記した教科
書が増えています。自民党内に
は「南京事件はねつ造と書かせ
るべきだ」という意見もあつた
そうです。とんでもない歴史ね
つ造発言です。第二次大戦でア

ジア諸国の人々に多大な被害を
与えた日本の加害責任を否定し
ようとする考えは根強くありま
す。こうした記述が増えればア
ジア近隣諸国との平和友好はま
すます結ばなくなりそうです。

教育委員会制度も変わりま
す。教育委員会は戦前の教育制
度の反省に立ち、国家の統制を
受けず、住民自治による教育を
行うために設けられたもので
す。教育委員は住民による選挙
で選んでいましたが、その公選
制が一九五六年に廃止され、首
長が議会の同意を得て教育委員
を選任するようになりました。

今回の改定では、首長に一
層実権を持たせるようにしまし
た。教育委員長と教育長を一体
化させた「新教育長」を首長が
議会の同意を得て任免し、首長
主導の「総合教育施策会議」を
設けて大綱的な教育方針をつく
り、教育委員会はそれに基づい
て行政を行うなどというもので
す。

これによって、首長が思う

がままの教育を行うことが可能
になります。戦争の加害責任を
否定する「つくる会教科書」を
採択したり、六三制をやめて
五四制などの制度に変えたりで
きるようになります。

改定基本法には「国を愛す
る心」の育成とともに「他国を
尊重し、国際社会の平和と発展
に寄与する態度を養つ」とうた
われています。安倍首相はこの
後半の文言を集団的自衛権行使
に参加する「人づくり」にしよ
うとしているのではないでしょ
うか。そうではなく、国際平和
に尽くす人を育てるには、憲法
九条の精神をしっかりと子どもた
ちに学ばせるべきだと思います。



市民大集会

6月27日に市民大集会が生涯学習センターで開かれ、東久留米「九条の会」として発言しました。

集団的自衛権の最低限度の行使は、「アリの一穴」やり方にも他なりません。改憲派である小林節氏は、「安倍さんとそのお友達は憲法泥棒であり、少し盗むだけならバレナイと相談している」と言っています。

戦争前になぜ戦争を止められなかったか、という問いを次の世代に言われないために、一人ひとりが主権者であることを自覚し、絶対にあきらめずに前に進むことが大切だと考えます。

(大山智子)



集団的自衛権の

本源を学ぶ

諏訪勝久(小山・幸町九条の会)

小山・幸町九条の会では、7月5日、「明日の自由を守る若手弁護士会」から鈴木律文弁護士を招いて「憲法9条と集団的自衛権」のテーマで、憲法学習会をひらきました。当日は26名が参加しました。

「こつこつ学習会の講師は初めて」という鈴木弁護士は、「安倍内閣の憲法違反に黙ってはいられなくなった」と講師を引き受けた思いを語りました。

学習会では、「自衛権」は二つの世界大戦の尊い犠牲のうえにうちたてられた大切な「権利」であること、「個別的自衛権」はその蓄積を踏まえたものだが、「集団的自衛権」は、米ソの力の対決の自由を保障するために生まれたこと、日本国憲法は国連憲章の精神を受けてつくられ、憲法9条は本来「集団

的自衛権」とは相いれないこと、憲法を変えずに解釈で「集団的自衛権」を認めるようなことは許されないことなど、世界の歴史をふりかえり学びました。

憲法九条に ノーベル平和賞を！

この運動は神奈川県座間市の一主婦が思いついたことがきっかけで始まった。

日ごろ子育てに追われて、何も平和運動やデモなどに参加できない。なにか家庭にいても出来ることはないか。そこからインターネットを活用して広く呼びかけたらどうだろう。

2012年にEUが平和賞を受賞した。EU自体には問題があるが平和と和解、民主主義と人権の向上に貢献が理由だった。それなら日本国憲法には受賞の意味は十分にある。

早速署名活動を始めて一回目をオスロに送り、4月に委員会を受理された。これは決定では

ないのでさらに署名活動を続けている。なお用紙は 東本町13-6 喫茶室アコルデ(473-4496)にあります。みなさんのご協力をお願いします。(岸亮夫)



東久留米「九条の会」9周年のつどい開催します！

9月6日(土) 14:00 開演(13:30 開場)
まるにえホール(東久留米生涯学習センター)

お話と落語：古今亭菊千代さん

二胡演奏：三浦るいさん

チケット：前売り券 800円(当日 1000円)障がい者・大学生以下無料

「平和でなければ落語は笑ってもらえない」「またもや9条の危機が来ているようなので、9条羽織を脱ぐことができません。」女性初の真打。「9」の字の紋付で世界を行脚する落語家、古今亭菊千代さん。お話と落語を大いに楽しみながら、憲法9条への思いを共にしましょう。

東久留米「九条の会」で [検索](#) ホームページは随時更新中 ご意見、ご感想をお聞かせください。